



〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号  
井門神田駅前ビル22号室

電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276

担当:大形(おかた)

## 労使協定の締結と届出（2）

以前のあおぞらレターで、労働基準法を中心に締結等が必要な労使協定（<http://sr-aozora.biz/contents/letter/161.pdf>）についてご案内しましたが、今回のあおぞらレターでは、引き続き雇用保険の雇用継続給付に関する労使協定について取り上げます。雇用継続給付は、従業員に代わって会社が手続きしていることが多いかと思いますが、会社が支給申請手続きを行う場合は、今回ご紹介する労使協定が必要となります。労使協定が締結されているか、今一度確認してみましょう。



### 「雇用継続給付の支給申請に係る労使協定」のサンプル

#### 雇用継続給付の支給申請に係る労使協定

株式会社〇〇と従業員代表□□□□とは、高年齢雇用継続給付、高年齢再就職給付、育児休業給付、介護休業給付の支給申請について、次のとおり協定する。

（支給申請手続きの代行）

第1条 次の各号の支給申請について、支給対象となる被保険者に代わり、会社が事業場の所在地を管轄する公共職業安定所長に支給申請を行うこととする。

- (1) 雇用保険法第61条に定める高年齢雇用継続給付
- (2) 雇用保険法第61条の2に定める高年齢再就職給付
- (3) 雇用保険法第61条の4に定める育児休業給付
- (4) 雇用保険法第61条の6に定める介護休業給付

雇用保険の  
雇用継続給付は  
これら4つです。

（協定期間）

第2条 本協定の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、会社、従業員代表いずれからも申出がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

平成 年 月 日

株式会社〇〇  
代表取締役 △△▲▲ 印

従業員代表 □□□□ 印

本来は・・・

**雇用継続給付は被保険者（＝従業員本人）が手続きをするのが原則**

**（該当条文/雇用保険法施行規則第101条5）**

被保険者（中略）は、初めて高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けようとするときは、高年齢雇用継続給付受給資格確認票・（初回）高年齢雇用継続給付支給申請書（中略）に雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書、労働者名簿、賃金台帳その他の被保険者の年齢、被保険者が雇用されていることの実態、賃金の支払状況及び賃金の額を証明することができる書類を添えてその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。

労使協定を締結すると・・・

**被保険者に代わって、事業主が手続きを行うことが「できる」。**

**（該当条文/雇用保険法施行規則第101条8）**

事業主は、当該事業所の労働者の過半数で組織する労働組合（労働者の過半数で組織する労働組合がないときは、労働者の過半数を代表する者。）との間に書面による協定があるときは、被保険者に代わって（中略）高年齢雇用継続給付支給申請書（中略）の提出をすることができる。



その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277